熊本市老人福祉センター条例（昭和４８年条例第３８号）新旧対照表

改正後（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　本市は、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１５条第１項の規定に基づき、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの施設として老人福祉センターを設置する。

（名称及び位置）

第３条　老人福祉センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市東老人福祉センター	熊本市東区健軍本町31番20号
熊本市北老人福祉センター	熊本市北区八景水谷1丁目2番6号
熊本市西老人福祉センター	熊本市西区小島3丁目3番26号
熊本市南老人福祉センター	熊本市南区川尻4丁目8番13号
熊本市川上老人福祉センター	熊本市北区梶尾町1279番地1
熊本市河内老人福祉センター	熊本市西区河内町船津2708番地
熊本市天明老人福祉センター	熊本市南区銭塘町2172番地

現行

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　本市は、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１５条第１項の規定に基づき、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの施設として老人福祉センターを設置する。

（名称及び位置）

第３条　老人福祉センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市東老人福祉センター	熊本市東区健軍本町31番20号
熊本市北老人福祉センター	熊本市北区八景水谷1丁目2番6号
熊本市西老人福祉センター	熊本市西区小島3丁目3番26号
熊本市南老人福祉センター	熊本市南区川尻4丁目8番13号
熊本市川上老人福祉センター	熊本市北区梶尾町1279番地1
熊本市河内老人福祉センター	熊本市西区河内町船津2708番地
熊本市天明老人福祉センター	熊本市南区銭塘町2172番地

熊本市西里老人福祉センター	熊本市北区徳王町870番地
熊本市城南老人福祉センター	**熊本市南区城南町宮地1050番地**
熊本市富合老人福祉センター	熊本市南区富合町木原2319番地

（事業の内容）

第４条　センターは、老人の福祉を増進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)　各種集会に場所を提供すること。

(2)　生活、身上、健康等の各種相談に応ずること。

(3)　講習会・研究会等を開催し、教養の向上に努めること。

(4)　娯楽、図書及び体育施設を設け、レクリエーションに努めること。

(5)　老人クラブの運営その他の老人福祉について調査研究を行うこと。

（使用者の資格）

第５条　センターを使用することができる者は、次に掲げるものとする。

(1)　本市に居住する６０歳以上の者

(2)　本市に居住する老人クラブの会員

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に使用を認めた者

第6条～第16条　（略）

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

熊本市西里老人福祉センター	熊本市北区徳王町870番地
熊本市城南老人福祉センター	**熊本市南区城南町宮地976番地**
熊本市富合老人福祉センター	熊本市南区富合町木原2319番地

（事業の内容）

第４条　センターは、老人の福祉を増進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)　各種集会に場所を提供すること。

(2)　生活、身上、健康等の各種相談に応ずること。

(3)　講習会・研究会等を開催し、教養の向上に努めること。

(4)　娯楽、図書及び体育施設を設け、レクリエーションに努めること。

(5)　老人クラブの運営その他の老人福祉について調査研究を行うこと。

（使用者の資格）

第５条　センターを使用することができる者は、次に掲げるものとする。

(1)　本市に居住する６０歳以上の者

(2)　本市に居住する老人クラブの会員

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に使用を認めた者

第6条～第16条　（略）

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。